

CAD システムライセンス使用許諾 仕様書

- 1 ソフトウェアの名称
DynaCAD 官公庁版 Plus
- 2 契約期間
令和8年4月1日から令和8年4月30日まで
- 3 ライセンス期間
引渡日から委託者がソフトウェアを廃止するまで（永久ライセンス）
- 4 履行場所
庄内広域水道企業団 本 部 （庄内町余目字滑石1番1号）
// 酒田事務所（酒田市末広町14番14号）
// 鶴岡事務所（鶴岡市のぞみ町2番10号）
- 5 使用許諾の目的
庄内広域水道企業団が発注する工事及び業務委託の発注や施工管理に伴い、必要となる図面作成及び編集を行うためのものである。
- 6 ライセンスの内容
(1) 製品名 DynaCAD 官公庁版 Plus
(システムのバージョンは、2026年4月時点で最新のものとする)
(2) 製品内容 官公庁が発注・施工管理を行う工事や業務委託の図面作成・編集を行うためのCADシステム。
(3) 数量 6ライセンス
(4) その他 USB ライセンスキーを装着して DynaCAD を起動できるものとする。
- 7 引渡し
(1) 引渡し期限 令和8年4月30日まで
(2) 引渡し場所
庄内広域水道企業団 本 部 （庄内町余目字滑石1番1号）
// 酒田事務所（酒田市末広町14番14号）
// 鶴岡事務所（鶴岡市のぞみ町2番10号）
(3) 引渡し内容 各事務所の指定したPC（約48台）にソフトウェアをインストールすること。
引渡し完了後、速やかに業務完了報告を提出し、
委託者が行う検査を受けること。

8 検査

本業務が完了したときは、遅滞なく、委託者の検査を受けなければならない。

- (1) 成果物の納品（USBライセンスキー 6本）
- (2) 業務完了通知書の提出
- (3) 検査方法（委託者が無作為に選んだパソコンにおいてソフトウェアの稼働状況を確認）

9 使用料の請求

使用料は、業務完了後に支払うものとし、委託者が行う検査に合格した後、請求書を提出することができる。

委託者は正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

10 成果物の帰属及び秘密保持

- (1) ソフトウェアのライセンスは開発元に帰属する。
- (2) ソフトウェアの運用により蓄積したデータおよび利用権は、委託者に帰属するものとし、ソフトウェアの使用許諾期間は委託者がソフトウェアを廃止するまでとする。
- (3) 秘密の保持（受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。）

11 その他

- (1) 本業務に必要となる機器、開発ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費等については、受託者の負担とする。
- (2) 作業実施に際しては、委託者と密接な連絡を取りながら進めること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。